

平成26年度新分野JAS規格化委託事業仕様書

1 事業目的

JAS規格は、国が農林物資の品質について望ましい基準を定めたもので、事業者が当該基準の達成に自主的に取り組むことによって、農林物資の品質の改善等を図る政策手法として重要である。

JAS規格の制定に当たっては、消費者等のニーズを的確に把握し、社会的な要請に応えることが重要であるが、これまでの最終製品の品位や成分に着目した規格では、社会の情勢の変化や消費者のニーズに十分対応することは難しい状況となっている。

本事業では、新分野JAS規格（*）を戦略的、計画的に制定するための調査・検討を行うことを目的とする。

*新分野JAS規格とは、品目横断的な規格であって、特定の利用者を対象とした食品（利用者特定食品）の規格、複数の事業者が連携して取り組む規格など、新機軸の規格をいう。

2 事業内容

本事業は、利用者特定食品のうち、ハラール食品の規格原案の検討を行うとともに、生鮮農産物の規格化に必要なニーズ把握調査を行うこととする。

(1) ハラール食品の規格原案の検討

ハラール食品について、次により規格調査及び規格原案の検討を行う。

① 規格調査

規格原案を作成するために、次の調査を行うこと。

ア ハラール食品の生産方法、生産及び消費の現況並びに国際規格、諸外国における国家規格及び国内における民間規格の動向を調査すること。

イ 国内のハラール食品の認証を行っている機関（以下「認証機関」という。）、認証機関から認証された事業者（以下「認証事業者」という。）等に対し、当該認証機関が行っている認証の仕組みのヒアリング調査を行うこと。

なお、ヒアリング調査は、認証機関から3機関以上、認証事業者から5者以上行うこととし、ヒアリング対象及びヒアリング事項は事前に発注者の承認を受けること。

ウ 食品事業者等にアンケート調査を行い、ハラール食品のJAS規格が制定された場合の認定取得の意向を確認すること。

なお、アンケート対象は、ハラール食品の製造、販売を行っている事業者等とし、20者以上を選定すること。

② 規格原案の検討

ア ハラール食品の規格原案を作成するために、JAS制度及びハラール食品（認証制度を含む。以下同じ。）に専門的知見を有する委員で構成する委員会を設置すること。

委員会は、ハラル食品の製造事業者2名以上、認証機関3名以上、学識経験者2名以上、事業者団体3名以上、合計10名以上（これらのうち4名以上は、海外のハラル食品に関する知見を有していること。）の委員により構成し、3回以上開催することとし、委員会の内容（資料を含む。以下同じ。）等は事前に発注者の承認を受けること。

イ ①の規格調査を踏まえ、規格の目的、定義、生産の方法についての基準、表示の基準等について検討を行い、規格原案を取りまとめること。

(2) 生鮮農産物等のニーズ把握調査

生鮮農産物等について、規格化のニーズを把握するため、次の調査を行う。

① ニーズ把握調査

生産者（生産者団体を含む。以下同じ。）、卸売業者、製造業者、小売業者、消費者等にヒアリング調査を行い、用途、嗜好特性、高品質、加工特性、生産工程、流通方法等に着眼した生鮮農産物等の規格など、生鮮農産物等の規格化のニーズを把握すること。また、必要に応じて、ヒアリング調査以外の方法により、ヒアリング調査の補填を行うこと。

なお、ヒアリング調査は、生産者、卸売業者、製造業者、小売業者、消費者毎にそれぞれ2者以上、合計10者以上に対して行うこととし、対象者、対象農産物等及びヒアリング事項は事前に発注者の承認を受けること。

② 規格化のニーズの高いテーマの選定

ア 課題の選定に当たり、JAS規格及び生鮮農産物等の品質に専門的知見を有する委員で構成する委員会を設置すること。

委員会は、生鮮農産物等の生産者4名以上、流通関係者2名以上、学識経験者（試験場関係者を含む）2名以上、消費者2名以上、合計10名以上の委員により構成し、3回以上開催することとし、委員会の内容等は事前に発注者の承認を受けること。

イ ①のニーズ把握調査を踏まえ、委員会において規格化のニーズの高いテーマを選定すること。

3 事業期間

委託契約締結の日から平成27年3月18日までとする。

4 成果物

発注者の承認を得た事業結果の報告書5部（紙媒体）、報告書の電子記録媒体（CD-R又はDVD-R）2セットを作成し、農林水産省消費・安全局表示・規格課食品規格班に提出すること。

5 その他

(1) 受託者は、定期的に業務の進捗状況の報告を行うほか、発注者の求めに応じて報告

を行うものとする。

- (2) 発注者は、事業の目的を達成するために、業務状況・進捗状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (4) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は、業務の内容を変更する必要があるときは、発注者と受託者が協議を行うものとする。
- (5) 本事業における人件費の算定に当たっては、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知）によるものとする。